

第6章 計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

介護保険事業の円滑な運営とともに、高齢者の住み慣れた地域での生活を支え、健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、計画の推進にあたっては、健康・保健・医療・福祉分野だけでなく、産業、教育、都市整備等の関係機関及び庁内関係部局とのネットワークによる情報共有及び連携を図り、計画の総合的な管理を行う高齢者保健福祉推進委員会をはじめ、医療介護ネットワーク検討委員会、認知症施策検討委員会等とともに計画を推進します。なお、大阪府とも適宜情報共有・連携します。

(2) 計画の進行管理と評価体制

① 住民及び第三者機関による評価

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定及び進捗状況と計画の達成度を評価するため、「高齢者保健福祉推進委員会」の委員として学識経験者や職能団体、住民代表及び被保険者代表等に参加を求め、住民の視点と意見を取り入れながら評価を行い、その内容については、ホームページ等を通じて、公開します。

② 評価の手法

計画に即した各種の事業実施の結果を踏まえ、計画の進捗状況を評価し改善を図るため、PDCAサイクルにより、適切な進行管理及び改善を図ります。

■PDCAサイクルのイメージ



